

06.11.2007

## 日本の新しい入国審査手続（個人識別情報の提供義務化）が始まります

2007年11月20日から、日本へ入国するほぼ全ての外国人を対象として、入国審査時に個人識別情報を利用したテロ対策が実施されることになりました。

この新しい入国審査手続では、以下の免除者を除き、入国申請時に指紋及び顔写真の提供を受け、その後、入国審査官の審査を受けることとなります。

個人識別情報の提供が義務付けられている外国人が、指紋又は顔写真の提供を拒否した場合は、日本への入国は許可されず、日本からの退去を命じられます。

### [免除者]

- (1) 特別永住者
- (2) 16歳未満の者
- (3) 「外交」又は「公用」の在留資格に該当する活動を行おうとする者
- (4) 国の行政機関の長が招へいする者
- (5) (3) 又は (4) に準ずる者として法務省令で定める者

詳細につきましては、法務省入国管理局ホームページ (<http://www.immi-moj.go.jp/keiziban/happou/biometric.pdf>) をご覧下さい。